（沖縄担当）同　髙田　稔久
ニュージーランド国兼クック国サモア国駐箚を命ずる（以上五月十二日）
（経済局国際貿易課企画官兼知的財産室長）外務事務官　彦田　尚毅
大臣官房考査・政策評価官に承認させる（五月十八日）
（チュニジア国駐箚）特命全権大使　髙原　寿一
セルビア国駐箚を命ずる
（カメルーン国駐箚）同　岡村　邦夫
兼ねてチャド国駐箚を命ずる（以上五月十九日）
特命全権大使　渡邊　正人
バングラデシュ国駐箚を命ずる
同　福嶌　教輝
アルゼンチン国駐箚を命ずる
（在英国日本国大使館参事官（公使））外務事務官　川村　博司
在フランス日本国大使館参事官に配置換する
フランス国駐箚特命全権大使を補佐しフランス国に在勤する期間公使の名称を与える（以上五月二十五日）
（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課長）外務事務官　岩本　桂一
経済局経済連携課長に配置換する
（大臣官房）同　宮本　哲二
アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課長に配置換する（以上五月二十九日）
（在フランス日本国大使館参事官（公使））外務事務官　齊藤　純
国際連合日本政府代表部参事官に配置換する
国際連合日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し国際連合日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（五月三十日）

官庁報告

国家試験

平成27年度マンション管理士試験実施公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第５条の規定に基づき、マンション管理士試験の実施について次のとおり公告する。

平成27年６月５日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　試験期日及び時間　平成27年11月29日（日）午後１時～午後３時

２　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市及び那覇市並びにこれら周辺地域

３　試験実施機関　公益財団法人マンション管理センター　〒101―0003　東京都千代田区一ツ橋２―５―５　岩波書店一ツ橋ビル７階　03―3222―1611（試験案内専用電話）
・大阪支部　〒541―0042　大阪市中央区今橋２―３―21　藤浪ビル３階　電話06―4706―7560

４　受験手数料　9,400円

５　受験案内書　平成27年８月３日（月）から、公益財団法人マンション管理センター（支部を含む。）並びに都道府県及び政令指定都市において配布する。また、公益財団法人マンション管理センターのホームページ（http://www.mankan.org/）に掲載する受験案内書をダウンロードすることにより入手することもできる。

６　受験申込方法　受験手数料を公益財団法人マンション管理センターが指定する払込用紙等を用い、郵便振替又は銀行振込により納付し、受験申込書類を平成27年９月１日（火）から平成27年９月30日（水）（当日消印有効）までの間に公益財団法人マンション管理センターへ郵送する。

７　出題に係る法令等　出題に係る法令等については、平成27年４月１日において施行されている法令等とする。

８　合格発表　平成28年１月中旬に合格者の氏名及び受験番号を官報で公告するとともに、公益財団法人マンション管理センターから各受験者へ合否通知書を送付するほか、公益財団法人マンション管理センターのホームページ（http://www.mankan.org/）において合格者の受験番号を掲載する。

第57回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和53年総理府令第51号）第６条の規定に基づき、第57回原子炉主任技術者試験筆記試験合格者の氏名を次のとおり公告する。

平成27年６月５日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	赤井　浩平	18	石原　康平
26	上田　健揚	73	髙橋　公平
123	細川　康二	127	牧野　茂徳
149	山川　希人	166	鵜飼　涼太
167	小田　達也	169	河上　雅則
170	小島　真耶	171	篠原　正憲
172	田坂　陽季	173	近田　啓
174	西田　拓郎	175	新田真一郎
176	能口　宗久	177	松本　洋平
179	吉田　望		

公告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年６月５日

東北地方整備局長　縄田　正

１　処分をした年月日　平成27年５月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　田村建材株式会社　田村　哲朗　福島県いわき市内郷綴町金谷１―７　国土交通大臣許可（般・特―24）第19938号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、防水工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成27年３月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第７０６８９号
大阪府大阪市中央区備後町２丁目２番１号
申立人　株式会社りそな銀行
本籍福井県福井市栂野町第10号30番地、最後の住所東京都中野区上高田５丁目35番10号、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日平成26年７月28日、出生の場所福井県坂井郡長畝村、出生年月日昭和21年１月16日、職業不詳
被相続人　亡　一乗　義弘
事務所東京都千代田区丸の内２丁目６番１号　丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　落合　孝文
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第９００２５号
東京都福生市本町５番地
申立人　福生市長　加藤　育男
本籍東京都福生市大字福生683番地、最後の住所東京都羽村市富士見平２丁目９番地　羽村団地17―511、死亡の場所東京都福生市、死亡年月日平成26年11月23日、出生の場所岐阜県高山市、出生年月日昭和22年12月12日、職業無職
被相続人　亡　村上　武司
事務所東京都港区南青山１―１―１　新青山ビル西館17階　グリーンヒル法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　牧山　美香
東京家庭裁判所立川支部

平成２７年（家）第７０６７号
川崎市中原区新丸子東１―830―12　藤原ビル２階　新丸子総合法律事務所
申立人　白川　景子
本籍群馬県伊勢崎市境西今井244番地、最後の住所川崎市多摩区宿河原５丁目23番33号　楓荘102、死亡の場所川崎市宮前区、死亡年月日平成24年１月28日、出生の場所東京府東京市蒲田区、出生年月日昭和14年11月17日、職業無職
被相続人　亡　大谷　一臣
事務所川崎市多摩区三田２丁目５番地11サングレイス三田103
相続財産管理人　弁護士　武田真智子
横浜家庭裁判所川崎支部

平成２７年（家）第７０８０号
東京都文京区小石川１丁目４番６号　ＴＫ小石川ビル４階　司法書士法人小川事務所
申立人　島田　宣敏
本籍東京都中野区鷺宮４丁目486番地、最後の住所川崎市川崎区藤崎３丁目６番１号　ライフコミューン川崎、死亡の場所川崎市川崎区、死亡年月日平成27年１月19日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和29年12月29日、職業無職
被相続人　亡　下玉利宗男
事務所川崎市中原区新丸子東２丁目925番地　白誠ビル２階　武蔵小杉あおば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長谷山尚城
横浜家庭裁判所川崎支部